

桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて
基本計画
(概要版)



令和3年12月

桜井市
桜井市教育委員会

1. はじめに

急速な少子化が進むなか、核家族化や共働き家庭の増加などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、保育所や幼稚園が果たす役割はさらに重要となっていますが、本市の市立保育所・幼稚園では、通う子どもの減少による適正なクラス人数の確保、施設老朽化に伴う安全性の確保に向けた検討が課題となっています。

このような状況から、本基本計画は、「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」（平成31年3月、以下「基本方針」）、及び、桜井市立保育所・幼稚園のあり方検討委員会による「桜井市における就学前施設の今後の具体的な方策」（令和2年度）の答申を踏まえて策定するもので、将来に向けたより良い就学前教育・保育環境の実現に資するよう、中核を担う認定こども園の施設数や設置場所、スケジュール等をまとめ、整備を推進していくことを目的としています。

2. 保育所・幼稚園の現状と将来見通し

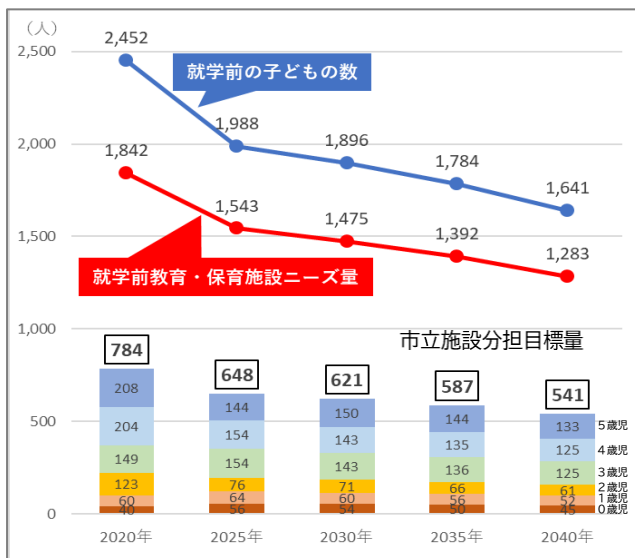
○就学前の子どもの数の将来見通し

全市の就学前の子どもの数は、現状の2,452人から20年後（2040）には1,641人へと811人減少することが予測されます。これに伴い、市立施設がカバーすべき分担量は、10年後（2030）に約620人、20年後（2040）には約540人となると見込まれます。

○市立保育所・幼稚園施設の現状

既存の市立9施設の延床面積は、最大は2,161㎡（第1保育所）、最小は694㎡（安倍幼稚園）と施設によって差が大きくなっています。建築年は昭和40年代、50年代のものが中心で、築40年を超える施設が6施設となっています。

市立就学前教育・保育施設の将来需要量推計



市立就学前教育・保育施設の面積、建築年

分類	施設名	定員	建築年
保育所	第1保育所	230人	昭和50年
	第2保育所	200人	昭和59年
	第3保育所	130人	昭和54年
	第5保育所	130人	昭和50年
	三輪幼稚園	95人	平成17年
幼稚園	桜井西幼稚園	75人	昭和46年
	桜井南幼稚園	190人	昭和47年
	安倍幼稚園	70人	昭和48年
	織田纏向幼稚園	95人	平成9年

3. 桜井市の市立施設整備計画

(1) 計画策定の基本的な考え方

基本方針、また市の施政方針を踏まえ、以下の考え方に基づき基本計画を策定します。

【施設の形態】 保育所、幼稚園から認定こども園へ転換する。

【施設の規模】 各施設において、歳児別に複数クラスを確保できる規模とする。

【認定こども園の数】 2040年度までに2～3施設の認定こども園の整備を目指す。

【施設用地】 既存の市有地・施設等公共用地の活用を基本とし、新たな施設用地の取得や民間施設の借上げは想定しない。

【整備において重視する事項】 整備にあたっては子どもの教育・保育の質を高めることを第一とするとともに、財政面の効果が高いものを目指す。

(2) 認定こども園の配置・整備

新たに整備する認定こども園の施設数、規模、配置位置は以下のとおりです。

① 施設数

就学前施設整備の第一段階として、認定こども園を2施設整備する。

② 施設の規模

第一段階の2施設の規模は、定員300人規模を想定する。

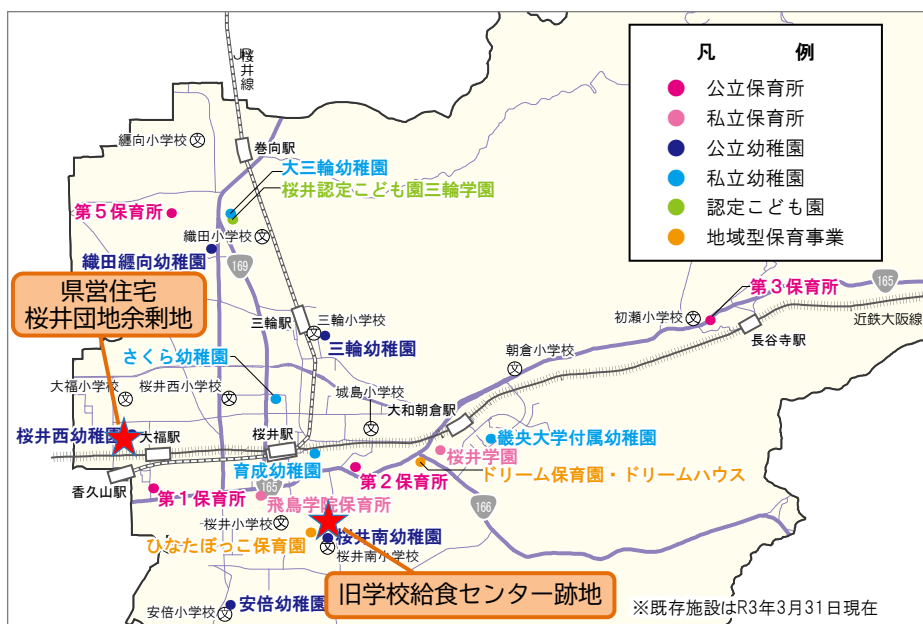
③ 施設の配置

第一段階の2施設の位置は、旧学校給食センター跡地、県営住宅桜井団地余剰地を候補地とする。

④ 既存施設の閉園

第一段階の2施設開園に伴い、当該施設近隣に立地する第1保育所、桜井西幼稚園、第2保育所、桜井南幼稚園、安倍幼稚園を閉園する。

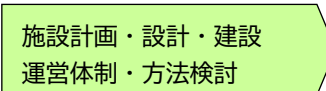

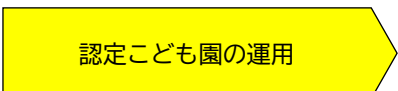
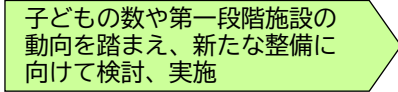
認定こども園の配置位置



(3) 施設整備スケジュール

施設整備を以下のスケジュールで進めることとします。

第一段階の2施設については、中期計画（10年後目標）において令和12年度（2030）までの開園を目指し、その結果を踏まえて第二段階を検討する。

	2020年	2030年	2040年
整備段階	中期計画期間		長期計画期間
<第一段階> 認定こども園2施設の整備	施設計画・設計・建設 運営体制・方法検討  		 認定こども園の運用
<第二段階> その他施設の整備	 子どもの数や第一段階施設の動向を踏まえ、新たな整備に向けて検討、実施		

(4) 整備に伴う関連事項

効果的に施設整備を行うために、あわせて以下の事項を検討し、具体化します。

① 広域通園への対応

施設定員の増加と通学区域拡大に伴う自家用車での送迎に対応するため、十分な規模の送迎用スペース等を確保するとともに、公共的交通サービスの充実を検討する。

② 既存施設の安全確保

当面存続させる施設、並びに新施設整備に伴い閉園される既存施設について、安全確保のための整備を続ける。

③ 教育・保育の質の確保

新施設に対応した保育教諭（保育士・教員）の確保と資質向上、カリキュラムや園運営の方法等について、施設整備の早い段階から保育所と幼稚園が連携して検討を進める。

④ 財政負担の軽減

市立施設の役割を踏まえつつ、市の財政負担の軽減を図るため、様々な運営方法等の可能性を探る。

(5) 計画の具体化に向けて

本基本計画に基づき整備を進める上で、以下の点に留意して具体化を図ります。

① 安全とゆとりの確保

敷地範囲や建物の配置・形状の検討に際しては、子どもの安全性の確保を最優先するとともに、ゆとりのある教育・保育環境や魅力的な施設の実現等を視野に入れて設計を行う。

② 関係主体とともに推進

具体的な施設の検討に際しては、地域住民、園関係者等の関係主体の意見を十分に聴きながら、協議・調整を行い、理解と協力の下で整備を進める。